

2023-2024 年度 第 6 回 (一社)神奈川県建築士事務所協会 広報情報委員会 議事録			
開催日時	令和 5 年 1 2 月 8 日 (金)	会 場	神奈川県建築士事務所協会会議室 (W E B 併用)
出席者 (参集:○) (Web :W)	副会長 小松 委員長 ○白川 副委員長 W長友 委員 W櫻田・○庄司・W鈴木・W工藤・○熊澤・○矢後・杉本		
1. あいさつ			
2. 各種報告事項等			
(1) 前回議事録の確認			
(2) 11／28 業務支援委員会との正副合同会議の報告			
・ 設計図書保管サービスは、業務支援委員会で作成する。			
・ ホームページ開設支援サービスは、情報提供程度とする。			
・ 1/25 開催の賀詞交歓会でデモサイト等が紹介できればと考えている。			
・ 広報情報委員会と業務支援委員会 合同会議開催について、以下の日程で実施するので、別途案内をするので、出来れば出席をお願いした。			
日時：令和 6 年 1 月 1 7 日 (水) 10:00～12:00 W E B 会議			
3. 議題			
(1) 「会員サポートセンター」 設立に向けて			
1) 紙チラシ作成について (見積作成依頼)			
・ A4 両面カラー刷り 1,000 部 130kg 程度の厚み			
2) ホームページ作成			
・ 業務支援委員会より提出された資料により、イメージ等を株式会社メディアプライムスタイルへお伝えすると共に以下を依頼。			
①神事協 HP から会員サポートセンターのボタン押下で専用 HP に入った際の画面について			
委員会 一覧 年間ス ケ ジュール 協力 事務所 紹介 協力 事務所 紹介 協力 事務所 紹介 協力 事務所 紹介 ログイン このレベルでログイン 初期状態では委員会と 年間スケジュールボタンだけ アクティブ			
<必要なボタン>			

- 1.協力事務所紹介
- 2.講習会アーカイブ
- 3.実務文書フォーマット(設計図書保管含む)
- 4.年間スケジュール(支部含む)
- 5.委員会一覧ページ
- 6.他土業の紹介サービス(廃業支援含む)
- 7.保証サービス
- 8.ホームページ開設支援サービス
- 9.事業承継の支援サービス

・イメージ（案）を提出して頂くよう依頼した。

②委員会一覧ページ

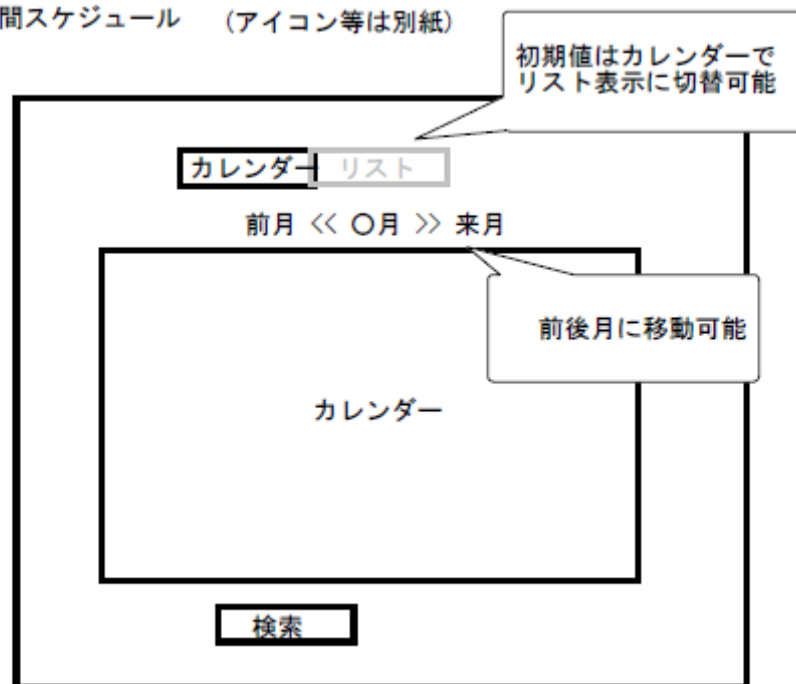
- ・全委員会分の一覧画面。常設委員会と特別委員会を分ける。
ボタンクリックにより委員会の HP に飛ぶようにする。
HP を持たない委員会のボタンは、非アクティブとする。

→

＜常設委員会＞			
総財務委員会	業務支援委員会	広報情報委員会	ブロック支部委員会
指導委員会		青年部会運営委員会	
＜特別委員会＞			
建築物耐震改修評価特別委員会		「住・緑・家」運営特別委員会	
景観・まちづくり特別委員会		マンション等の大規模修繕業務特別委員会	
会報誌編集特別委員会		災害時対策特別委員会	
木造特別委員会			

③年間スケジュール

・年間スケジュール（アイコン等は別紙）



※必ずスケジュールの登録、変更、削除を事務局で行うことができるメンテナンス画面が必要。

- ・カレンダー表示について
当月が初期値
分野別カテゴリーのアイコンと講習会名を表示（講習会名は可能な文字数で）講習会名のクリックで詳細表示のポップアップ
- ・リスト表示について（表示形式は別紙）

当月が初期値
日付順に表示
全てのアイコンを表示（分野別、構造別、用途別）
講習会名のクリックで詳細表示のポップアップ

- ・検索ボタンについて
全てのカテゴリーのチェックボックスと、日程により検索可能とする。
出力は元画面と同じとする。（カレンダー画面の際には検索結果のカレンダー画面に戻る）

（表示形式イメージ）

2021年度 神事協 年間スケジュール カテゴリー一覧

				分野別カテゴリー						構造別カテゴリー			用途別カテゴリー		
															
予定年月	アイコン	講習会名/講師/内容	担当委員会/賛助会	技術系	環境系	防災系	経営系	福祉系	社寺仏閣	日事連系	RC造	木造	S造	住宅系	非住宅系
2022/3/4 Web	 	「伝統的構法による住まいの造り方」 「限界耐力計算の簡易設計法の紹介」 (株) 悟工房一級建築士事務所 山中信悟 概要 昨年度講習会の続編として石場雄二による設計の解説と完成までを写真等で紹介する。 分野 ■新築 構造 ■木造 用途 ■住宅/■社寺仏閣	■木造専門委員会	○					○			○			

④実務文書フォーマット

- ・JAAF-MST のリンクと設計図書保管サービスの紹介ページとする
文章は以下の通りとする

JAAF-MST のご紹介

JAAF-MST とは、建築士事務所のマネージメント支援ツールでジャーフ・マストと読みます。神事協の上部団体である日自連が作成したソフトで 2013 年から約 10 年の実績があります。新たに建築士事務所を立ち上げたばかりだと業務報酬の相場も分かりにくいものですが、JAAF-MST には業務報酬算定機能がありますので心配はいりません。プロジェクト管理、業務報酬算定、年次報告書の作成と様々な機能が盛り込まれています。しかも、神事協会員は利用無料！
ここからダウンロードできます。

<https://www.njr.or.jp/list/01259.html>

※正規版の JAAF-MST がダウンロード可能なのは上記のサイトになります。

他のサイトからダウンロード可能な JAAF-MST は機能制限版になります。

- ・設計図書保管サービス(参考)

法令で定められた図面や構造計算書、監理報告書など、建築士事務所では 15 年間の保存を義務付けられています。

それ以外にも、契約や経営にかかる書類などもあり、事務所のスペースを圧迫することに。年々増え続ける書類やデータを外部保管できるサービスを紹介します。

※神事協では貴社の書類やデータを直接保管できません。

あくまでも保管できるサービスの紹介になります。

○データ保管

<OneDrive> <https://www.microsoft.com/ja-jp/office/homeuse/onedrive-about>

<GoogleDrive> <https://www.google.com/intl/ja/drive/>

<DropBox> <https://www.dropbox.com/>

各社とも、無料から一定の容量以上で有料になります。

その他にオンラインストレージサービスはありますが、神事協会員が多く利用しているサービスを紹介しています。

※契約は直接行っていただくため、神事協には一切の責任は生じません。

⑤協力事務所紹介サービス（項目については別紙参照）

- ・項目により検索可能とする。項目は以下とする
設計事務所名（〇〇を含む検索）
事務所資格
対応業務 1、2
自由文字列（〇〇を含む全項目検索）
- ・出力はリスト形式とする。（設計事務所名昇順のソート）

（案）協力事務所紹介サービス 項目リスト

対象：会員のみ

設計事務所名	(設計事務所名)	
事務所資格	☐ 一級、 ☐ 二級、 ☐ 木造	
担当者名	(担当者名)	
所属支部	(〇〇支部)	
住所	(神奈川県〇〇市〇〇〇-〇)	
T E L	(〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
U R L	(HPアドレス)	
メール	(〇〇@〇〇.〇〇) ※HPは迷惑メール対策のため非表示にし、問合せフォームで対応予定です。	
対応業務 1	設計	☐ 意匠設計、 ☐ 構造設計、 ☐ 電気設備設計、 ☐ 機械設備設計、 ☐ 積算、 ☐ その他（例：開発、ノース作成、図面作成）
	兼業	☐ 不動産業（兼業）、 ☐ 測量業（兼業）、 ☐ その他（ ）
	用途	☐ 戸建て住宅、 ☐ 集合住宅、 ☐ 商業建築、 ☐ 公共建築、 ☐ 伝統建築、 ☐ その他（ ）
		☐ 新築、 ☐ 改修、 ☐ その他（例：コンサル）
対応業務 2	☐ 設計監理	☐ 木造、 ☐ S造、 ☐ RC造、 ☐ SRC造、 ☐ その他（ ）
	☐ 耐震診断・補強	☐ 木造、 ☐ S造、 ☐ RC造、 ☐ SRC造、 ☐ その他（ ）
	☐ 大規模修繕	☐ 木造、 ☐ S造、 ☐ RC造、 ☐ SRC造、 ☐ その他（ ）
	☐ 建物調査鑑定	☐ 木造、 ☐ S造、 ☐ RC造、 ☐ SRC造、 ☐ その他（ ）
	☐ 定期調査報告	☐ 木造、 ☐ S造、 ☐ RC造、 ☐ SRC造、 ☐ その他（ ）
	☐ 建設業（兼業）	☐ 木造、 ☐ S造、 ☐ RC造、 ☐ SRC造、 ☐ その他（ ）
所属団体	☒ 建築士事務所協会、 ☐ 建築士会、 ☐ 日本建築家協会、 ☐ 日本建築学会、 ☐ その他（ ）	
建賠（けんばい）	☐ 加入、 ☐ 非加入 ※建築士事務所賠償責任保険or建築士賠償責任補償制度or建築家賠償責任保険	
CPD制度	☐ 登録、 ☐ 非登録	
使用CAD<任意>	☐ Jw-cad、 ☐ AutoCAD、 ☐ Vectorworks、 ☐ DRA-CAD、 ☐ ARCHITREND、 ☐ SketchUp、 ☐ その他（ ）	
使用BIM<任意>	☐ Archicad、 ☐ Revit、 ☐ Vectorworks、 ☐ GLOOBE、 ☐ その他（ ）	
使用ソフト<任意>	☐ Photoshop、 ☐ Illustrator、 ☐ パワーポイント、 ☐ R I B C	
使用ソフト（構造解析）<任意>	☐ Super Build/SS7、 ☐ BUILD.一貫、 ☐ その他（ ）	
備考欄<任意>	(自由記載)	
顔写真<任意>	(3MB以下/幅×高さ＝4000×4000ピクセル以下/.jpg、.jpeg ×1枚)	

- ・仕事の協力を募集するページ（掲示板）の作成について

- 誰でも掲示板に掲載できるようにするのはNG。
掲載したい方が事務局へ連絡し、内容確認後に掲載する方法が良いのでは。

⑤ホームページ開設支援サービス

- ・長友副委員長作成案を説明。

ホームページを開設したいけど、

- ・開設が必要か？
- ・どうやって作るか？
- ・コストは？

そんな疑問を少しでも解消し、業務支援の橋渡しに役立ってほしいと思います。

○ホームページ（HP）開設には、事前にいくつかの検討が必要です。

1) 目的

何のために HP を開設するのか

2) 自作か外注か

外注のほうが費用は掛かりますが、自作の場合は自身の労力がかかります。

3) 費用

目的に対し、初期費用と維持費用について検討する必要があります。

○自作で HP を開設するには？

自作で HP を開設している神事協の会員は、多くの方が WordPress、Jimdo を利用しています。

- ・ WordPress

<https://ja.wordpress.org/>

- ・ WordPress

<https://www.jimdo.com/jp/>

無料コンテンツから初め、必要に応じて有料にステップアップになります。（無料版のみでも可能です。）

- ・個別業者の紹介は、賛助会員であれば可能であるため、株式会社メディアプライムスタイル様へ賛助会員の案内をすることとした。

⑥保証サービス

- ・永島業務支援副委員長が作成した文章を確認。

【業務災害補償制度「団体保険制度」】

日事連が全国中小企業団体中央会に入会したことにより、事務所協会の会員は、割安な団体保険制度や福利厚生制度への加入が可能となりました。

本制度は、業務災害リスクから事業者と従業員を守るための様々な補償サービスがありますので（会員事務所の損害賠償リスク、役員・従業員のケガの補償等）、詳しくは、日事連ホームページをご覧ください。

事務所協会正会員の皆さまへ [全国中小企業団体中央会の制度が利用可能になりました]

一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会 (njr.or.jp)

【クロージング手続き費用サービス】

建築士事務所が就業不能になった場合の残務業務をサポートする場合にかかる費用を補償するサービスです。

例えば、A 事務所が仕事途中で継続できなくなった場合、同じ支部会員の他の事務所が、その仕事を引き受けたり、発注者（委託者）との折衝などを行ったりして、サポートしている現状があると思いますが、それにかかる費用を補償するものです。

本サービスは、現在、日事連サービスにて検討中です。スタートしましたら、改めてご案内いた

します。

⑦事業承継の支援サービス

- ・今年度は実績報告と予告だけとし、文章は以下の通りとする。

事業承継は突然必要になることもあります。
転ばぬ先の杖、として前持って知識を蓄えておきましょう。
令和5年度は2024/1/22に「事業承継入門セミナー」を開催しました。
令和6年度はシリーズ化して様々な事業承継のセミナーを開きます。

⑧未実装ページ

- ・講習会アーカイブ
 - ・他土業の紹介サービス
 - ・廃業支援サービス
- いずれもボタンを非アクティブ化するか coming soon 画面とする。(広報情報委員会で判断する)

⑨株式会社メディアプライムスタイル確認事項

- ・作業が年度をまたいだ場合の追加費用等について
- 特別なシステム等が必要なければ予算内で問題ない。
ただし、何か別の機能等が必要となった場合は別途となる。

3) 今後のスケジュールについて

- ・12/15 イメージ案提出頂く。(準備するものを指示)
- ・12/18 理事会、1/19 理事会で報告
- ・1/25 賀詞交歓会で発表

(2) 神事協SNS対応の検討

1) 前回までの検討状況(ご意見など)

- ・非公式ツイッターについて
前回、利用している横須賀支部に帰属してしまっは。とのご意見を踏まえ、鈴木委員が全業務支援委員長の小山様に聞き取りを実施。
当初は、他の方も投稿していたが、現在は小山様のみが投稿している状況とのこと。
→ 活用等については、支部とも協議をし、検討していくこととした。

2) SNSポリシーとガイドラインの作成について

- ・SNSについては、最初は厳しく、徐々に柔軟に、という形で、アカウントを指定する形としています。
管理が必要な場合に、楽になることももちろんありますが、公の組織ですので、一層の責任の所在の明確化を目指して作成。
- ・プライバシーポリシーもあった方が良いとの見解が、株式会社メディアプライムスタイルより示されたため、参考書式を送付頂くこととした。

①SNSの立ち上げについて

- ・大前提として責任は各々でとる。
- ・社団法人という立場に則した責任が発生する。
- ・炎上に限らず何か問題があれば、各会の委員長や投稿者だけでなく、本会の会長の謝罪が必須であることを、会長、各委員に理解してもらう。(実際に責任も取る必要がある)
- ※ 特に、トップ（本会会長）が表に出て謝罪することが必須になる。過去の事例から、事態の早急な沈静化を図る最良の手段であり、謝罪を行わないことが、最大の悪手となる。
- ・好き放題やるけど、責任は本会がとってね、は絶対に NG。
- ・各部門・委員会ごとに SNS アカウントをつくり、各部門・委員会ごとに運営・維持管理する。
(本会、各委員会、各支部 etc)
- ・本会の SNS を立ち上げるのであれば、即時性は求めず、投稿前に投稿内容のチェックする仕組みをつくり、チェック後に投稿する。また、同じ仕組みを使い、投稿内容の事後確認も行う。
- ・「SNS 運用ポリシー」「SNS 活用ガイドライン」を作成し、本会 HP へ載せる。
- ・“ソーシャルメディア”や“SNS”という言葉による区分には曖昧さ残るため、各サービスの各アカウントを「SNS 運用ポリシー」「SNS 活用ガイドライン」へ明示する。それによって責任の所在を明確化、不必要に広い範囲に責任問題が波及してしまうことの防止、管理する手間の削減を行う。
- ・ガイドラインでは、「私的利用」について触れておくことが大切。業務と私的利用との区別をはっきりするように促すことがリスクヘッジとなる。
- ・アカウントをつくり運用する際には、事前に「SNS 運用願」を提出し承認を受ける。
- ・SNS を運用する各部門・各委員会に所属する者は、プライベートで SNS を利用する場面においても、ガイドラインを守ることが求められる。
- ・今回作成した「SNS 運用ポリシー」「SNS 活用ガイドライン」が対象とするのは、本会と各委員会とし、支部は対象外とする。支部は支部で独自に運用してもらうが、「SNS 運用ポリシー」「SNS 活用ガイドライン」は修正を加えるなどして利用してもらうことは OK とする。
- ・上記が無理であれば、個人として SNS をやってもらう（個人責任）

② 「SNS 運用ポリシー」(案) について

以下は「一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会」に関するものであり、当サイトにリンクされている他のサイトや神奈川県内にある一般社団法人神奈川県建築士事務所協会の 17 の支部については適用されません。

1. 目的

本ポリシーは、一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会（以下「当協会」という。）の SNS アカウント（以下「当アカウント」という。）の運用方針について定めるものです。

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 X (旧 Twitter)

(@*****、 https://twitter.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Facebook

(*****、 https://www.facebook.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Instagram

(*****、 https://www.instagram.com/*****)

2. 基本方針

当アカウントは、当協会が主催・支援するイベントや普及啓発活動、当協会における取組及びその成果、その他の目的を達成するため色々な活動等について情報発信することを通じ、閲覧者に当協会に関する理解を深めていただくことを目的とします。また、当アカウントは、原則として利用者投稿への返信等はいりません。

なお、当アカウントでは、個別の情報提供や相談の受け付けを行いません。

3. 運用方法

当アカウントは、以下のとおり運用します。

(1) 発信情報

次の情報を発信します。

当協会が主催・支援するイベントや普及啓発活動に関する情報

当協会が実施又は関連する各種施策等の取組

当協会の活動に関係する会議や講習会等の開催情報等の情報

当協会の活動に係るイベントに関する情報

一般の方や当協会の会員である建築士事務所（以下「神事協会員」という）に対して広く周知すべきと考えられる関連情報

その他建築に関連する一般の方に身近な情報、ニーズの高い情報及び周知する必要のある情報

神事協会員の発言、執筆記事、及び活動に関する紹介記事（当協会の役職員や神事協会員の日常における経験や感想等。当協会としての公式見解、方針等を述べるものではありません。）

建築関連の識者による寄稿等

(2) フォロー及び引用・再送信等

国、地方公共団体及び公共性の高い機関・団体のアカウント及び Web サイト、並びに建築に関し一般の方や神事協会員に情報提供を行うために有用性が高いと思われるアカウント及び Web サイトについては、フォロー及びその発信する情報の引用・再送信等をする場合があります。

4. 免責事項

当アカウントの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、当協会は利用者が当アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

当協会は、利用者により投稿された当アカウントに対する、返信、引用・再送信、コメント等につきまして一切責任を負いません。

当協会は、当アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間でトラブルや紛争が発生した場合であっても、一切責任を負いません。

当協会は、当アカウントについて、予告のない運用中止、投稿等の削除、当アカウント自体の削除を行う場合があります。あらかじめご了承ください。

また、上記措置に対して、当協会及び神事協会員はそれらに関するいかなる責任も負うものではありません。

5. 利用者による書き込みの削除等

以下の各項のいずれかに該当する場合、予告なく投稿の削除またはアカウントのブロック等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

法令等に違反する内容、又は違反や助長をするおそれがあるもの

特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの

政治、宗教活動を目的とするもの

著作権、商標権、肖像権等、当協会又は第三者の知的所有権を侵害するもの

広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの

人種・思想・信条等の差別又は差別を助長させるもの

公の秩序又は善良の風俗に反するもの

虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの

本人の承諾なく個人情報や特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの

他のユーザー、第三者等になりすますもの

意見表明無く、当ページの閲覧者を他の Web サイト等に誘導することを目的とするもの

有害なプログラムへの誘導をするもの

同一のユーザーにより繰り返し投稿される、同一内容のコメントや似通ったコメント

当協会の発信する内容の一部又は全部を改変するもの

当協会の発信する内容に関係ないもの

利用するサービスの規約に違反するもの

その他、当協会が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むリンク等

6. 著作権について

当アカウントで掲載している全ての情報（以下「コンテンツ」といいます。）の著作権は、当協会又は正当な権利を有する者に帰属します。また、内容について「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。なお、コンテンツを利用するに当たっては、本ポリシーに同意したものとみなします。

7. 準拠法と合意管轄について

本ポリシーは、日本法に基づいて解釈されます。

本ポリシーによるコンテンツの利用及び本ポリシーに関する紛争については、当該紛争に係るコンテンツ又は本ポリシーを公開している組織の所在地を管轄する地方裁判所を、第一審の専属的な合意管轄裁判所とします。

8. 運用方針の周知・変更等

本ポリシーの内容は当協会 web サイトに掲載します。また、本ポリシーは必要に応じて事前に告知なく変更することがあります。

③「SNS 活用ガイドライン」（案）について

一般社団法人神奈川県建築士事務所協会（以下「当協会」という。）において、SNS アカウントを活用するにあたって、当協会および当協会の各委員会は、本ガイドラインに従います。

SNS アカウント一覧

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Twitter
(@*****、 https://twitter.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Facebook
(*****、 https://www.facebook.com/*****)

一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会 *****委員会 Instagram
(*****、 https://www.instagram.com/*****)

1. 策定の背景と目的

当協会および当協会の各委員会においては、各種 SNS アカウントを立ち上げるなど、SNS を活用した情報発信を行っている。また、プライベートにおいても、SNS を活用する機会が増加し、情報の受発信が行われている。このような状況を踏まえ、当協会および当協会の各委員会が、業務またはプライベートで SNS を安全に利用するための指針として、本活用ガイドラインを策定する。

2. SNS の定義

このガイドラインにおける SNS とは、Facebook、X（旧ツイッター）、インスタグラムに代表される、登録された利用者同士が交流できるインターネットなどを利用した会員制サービスをさす。

3. SNS の特性と注意点

〈匿名性〉

SNS は、例え匿名による運用であっても、過去の投稿内容や交流相手などから比較的容易に投稿者を特定することが可能である。そのため、実名でアカウントを運用する時と同様に、当協会および当協会の各委員会の一員として、社会的な常識やマナーをわきまえた投稿を心がける。

〈拡散性と双方向性〉

SNS は、情報の拡散スピードが極めて速いことに注意が必要である。発信した情報を利用者が他

の利用者と共有したり、気軽にコメントなどの意思表示を行うことにより、情報が急速に拡散する。また、SNS 上での話題は、SNS 内にとどまらず、各種マスメディアでも取り上げられることにも注意が必要である。

〈リアルタイム性〉

SNS は、インターネットにつながる環境があれば、いつでもどこでもリアルタイムに情報発信を行うことができる。それは、マスメディアと違い、投稿内容について“事前チェック機能がない”ことを意味する。そのため、誤字、好ましくない表現、事実誤認やルール違反が発生しやすい背景があることにも注意が必要である。

〈半永久的に保存される〉

一度でも SNS に投稿された情報は、例え削除したとしても、利用者間で共有されたり、転送やコピーされることで、いつまでもネット上に残り続けることに注意が必要である。

4. 業務編

〈適用範囲〉

この指針は、当協会および当協会の各委員会の広報・公聴活動として、業務のために SNS を利用する場合に適用する。また、インターネットを利用して当協会および当協会の各委員会名義で情報発信を行う役職員及び委託業務受託者等に適用する。

〈遵守事項〉

(1) 運営主体・運営ポリシー

公式 SNS アカウント作成時は、管理者を定め、事前にアカウントの目的、投稿内容、事前チェックの要・不要などを確認し、プロフィール欄などで運営主体と目的を明らかにする。

(2) 情報発信

公式 SNS アカウントにおける情報発信では、当協会および当協会の各委員会としての自覚と責任を持ち、社会的な常識やマナーをわきまえた言動を心がける。

(3) コメントへの対応

SNS 利用者の書込みに対して、返信するか否かを検討して決定する。発信した情報に対する意見や質問に対して、必ず返信する必要はないが、運用ポリシーに記載して、利用者の理解を得るように努める。

(4) 法令・規定・守秘義務の遵守

当協会および当協会の各委員会の服務や情報の取り扱いに関する規定などを遵守する。
また、個人が特定できる写真や映像、文章などを投稿する場合は、事前に本人や所属団体、企業などに了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意する。

〈トラブル対応時の留意点〉

(1) 批判や苦情が殺到し、收拾がつかなくなった場合（このような状態を「炎上」という。）

(ア) 反論や抗弁は控えるなど、冷静に対応する。

(イ) 一度発信した情報は、利用者間で共有されることで、完全に削除することが困難であるうえ、削除が「隠ぺい」と捉えられ、更なる炎上を招くおそれがあるため、誤った情報を発信した場合には、発信内容を削除するのではなく、誤りを直ちに認め、訂正する。

(ウ) 返信に時間を要する場合は、一旦その旨を返信し、内容が確定した時点で、改めて返信する。

(2) なりすまし（※）が発生した場合

(ア) 本市が開設した SNS アカウントのなりすましが発生していることを発見した場合は、当該 SNS の開設者に削除依頼を行う。

(イ) 必要に応じて、報道機関などへの情報提供を検討する。

(ウ) なりすまし・乗っ取りによる被害を最小限に抑えるため、管理するアカウントについては日ごろからこまめにチェックをする。

※ なりすまし：他の利用者のふりをして、インターネット上のサービスを利用すること。

(3) 事実と反する内容が投稿された場合

(ア) 正しい情報を発信し、必要に応じて、正しい情報を発信しているホームページへのリンク等を掲載する。

(イ) 悪質な場合には、運用ポリシーに基づき、削除することを検討する。

5. プライベート

〈適用範囲〉

この指針は、当協会および当協会の各委員会に所属する者（以下「役職員等」という）が、個人の立場で SNS を利用する場合に適用される。

〈遵守事項〉

（1）当協会の役職員等としての発言

SNS で自身の職務内容や、当協会および当協会の各委員会に関する意見や見解を公開する場合は、身元を明らかにし、免責文をプロフィール欄などに明記する。

（2）誠実な対応

SNS の利用に当たっては、個人の発言の自由、思想の自由を尊重するが、情報を発信する場合には、当協会および当協会の各委員会の成員としての自覚と責任を持った言動を心掛ける。意図せずして自らが発信した情報により誤解を生じさせたり、他者を傷つけたりした場合には、その事実を率直に認めて早急に訂正するなど、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努める。

（3）法令・規定・守秘義務の遵守

当協会および当協会の各委員会等の服務や情報の取り扱いに関する規定などを遵守する。

なお、これらの規定等に違反した場合は、規定や規則に則った処分を受けることがある。

また、個人が特定できる写真や映像、文章などを投稿する場合は事前に本人や所属団体、企業などに了解を得るなど、基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権などに十分留意する。

（4）関係の強要はしない

SNS においては、業務とプライベートとのけじめをつけ、相手との距離感を正しく認識する。特に職場の上司や同僚であることを理由に、「友達」になることや返信・コメントを強要することなどは、パワーハラスメントに当たるため行わない。

6. 禁止事項

当協会の役職員等は、SNS アカウントの業務及びプライベートでの利用にあたっては、以下の行為を含む投稿は行いません。

- ・ 当協会および当協会の各委員会（委託業務受託者を含む。以下同じ。）、他の利用者又は第三者の、肖像権、著作権又は知的財産権の侵害行為。
- ・ 当協会および当協会の各委員会、他の利用者又は第三者の信用、財産またはプライバシー等の侵害行為。
- ・ 当協会および当協会の各委員会、他の利用者又は第三者への、名誉棄損行為または誹謗中傷行為。
- ・ メールアドレス、住所、電話番号、肖像、日常の行動、その他のプライベート情報等の個人情報、本人及び関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、伝達、開示、複写又は書き込みをする行為。
- ・ 他の利用者・第三者の著作物を、本人及び関係者の事前の承諾なく、他の利用者や第三者に送付、開示、複写、書き込みをする行為。
- ・ 名誉毀損行為、差別行為、脅迫行為、風説の流布又は猥褻行為（不特定・多数の者を対象とする場合も含む。）。
- ・ 他人の氏名やアカウント又はアドレスを使ったコンピュータへの侵入行為。
- ・ 当協会および当協会の各委員会の運営を妨げる行為、社会的信頼を毀損する行為又は他の利用者もしくは当協会へ不利益を与える行為。
- ・ 公序良俗に反するものや犯罪行為又はそれらと関連が認められる行為。
- ・ 法令違反行為又はそれらと関連が認められる行為。
- ・ 猥褻な映像・音声・図柄・文字等の情報を提供する行為

7. 当該ガイドラインの変更

当該ガイドラインは必要に応じて、利用者への予告なく、内容を変更できるものとする。

SNS運用願

年 月 日

〔宛先〕 一般社団法人 神奈川県建築士事務所協会会長

以下のSNS運用方針の通り、SNSの開設及び運用を行いますので、承認をお願いします。

〇〇委員会（又は〇〇支部等）
担当：〇〇〇〇

SNS運用方針

開設所属	（〇〇委員会、〇〇支部 等）
管理者	
投稿する内容	
利用目的	
利用するSNSの種類	☐ X（旧Twitter） ☐ Facebook ☐ Instagram ☐ その他（ ）
アカウント登録URL	
協会会員以外の投稿に対する返信	（返信しない場合） 個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。 （返信する場合） 運用者は必要に応じて回答を行います。ただし、運用者が全ての投稿を閲覧し投稿に対して回答することを保証するものではありません。
備考	

※【別紙】（一社）神奈川県建築士事務所協会「SNS運用ポリシー」「SNS活用ガイドライン」を遵守します。

（ご意見など）

- ・【別紙】（一社）神奈川県建築士事務所協会「SNS運用ポリシー」「SNS活用ガイドライン」を遵守します。は、上部に記載した方が良い。
- ・〇〇支部等および〇〇支部は削除する。
- ・承認条件や意見欄も設けた方が良い。
- ・SNSを承認した場合、ポリシーとガイドラインの取扱いは。
→ 都度改定していく。
- ・今回作成するポリシーとガイドラインは、支部対象外としているが、使っても良いのか。
→ 利用しても良い。支部へもお知らせする。

- ・12/18 理事会では方向性を示すまでとする。（長友副委員長より説明）

3) アーカイブ配信について → （3）の2）にて

（3）次年度事業計画（案）および予算（案）について

1) ホームページ作成（改訂）見積書

- ・動画の課金ストリーミング配信は、HPとは別の機能が必要になり、専門の業

者へお願いをすることとなる。基本的には月額が発生するようなイメージです。
→ 2) にて

①株式会社メディアプライムスタイルより見積書の説明

現状のHPは30ページ程度なので、それ同程度で算定。715,000 円 (税込)

②広告掲載費用について (参考)

<Fm yokohama の場合>

- ・スポット CM 料金 (20 秒 CM 単価)

ラジオの CM 形態において基本となる 20 秒 CM を 1 本放送する場合に必要な単価金額。
44,000 円

- ・交通情報提供料金 (20 秒 CM+提供クレジット)

交通情報の提供 (月～金曜日ベルト放送) に必要な月額費用。

月～金曜日、毎日 1 回交通情報内で 20 秒 CM+提供クレジットを放送。

1 ヶ月で約 21 回放送。 1,500,000 円/月 程度

<「県のたより」 広告>

- ・料金不明

- ・神奈川県広告掲載要綱、政策局広告掲載事務取扱要領 あり

株式会社キョウエイアドインターナショナル 電話 0120-609-450 メール fs@kyoeiad.co.jp

WEB サイト : <https://kyoeiad.co.jp>

<タウンニュース>

<行政ホームページのバナー>

<Facebook の広告>

<リスティング広告>

<ノートHPへ記事売り込む> 等も考えられる。

③広告の目的

- ・サポートセンターの立ち上げ (短期的なもの)

- ・神事協の認識向上 (長期的なもの)

上記を含めて、白川委員長が案を作成し、委員各位へ送付するので、確認等をお願いした。

(広告費 20 万円程度、サポートセンター関係で印刷費と動画配信サービス費用を計上)

2) 動画配信サービス関係 (参考業者)

①デジストリーム

- ・会員管理つき動画課金配信サービス

→ 各自確認をお願いした。

②株 J ストリーム

- ・動画配信スターターガイド (対象者を限定した配信向け)

→ 各自確認をお願いした。

- ・法人向け動画共有・配信プラットフォーム「J-Stream Equipmedia」

→ 各自確認をお願いした。

(4) 日事連・令和5年度単位会組織強化支援事業の報告等について

- ・現状、会議費等（交通費、会場費、飲料）の支出（4～10月）：約50万
その他、資料印刷費等は未計上ですので、会議費で100万円程度計上可能と思われる。
- ・広報費とし、業界新聞が計上されているため、建通新聞社へ賀詞交歓会の取材と広告掲載を予定する。
事務局より県通信運へアポイントを取り、白川委員長へ繋ぐこととした。
- ・広報情報委員会以外の経費申請について、12/18理事会の「会員サポートセンター」進捗報告時に
各委員会で支出があるものを1月中に提出いただくよう依頼することとした。

(5) その他

- ・次回の委員会日程について

令和6年1月12日（金）10:00～12:00 神事協会議室（WEB併用）とした。